

魚津市告示第141号

職員の勤務時間に関する規程の特例について

保育園勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間について、職員の勤務時間に関する規程（平成4年魚津市訓令第3号）第3条の規定により、次のとおり定める。

令和3年4月23日

魚津市長 村椿 晃

1 対象職員 保育園職場勤務職員

2 勤務時間の割振り及び休憩時間

区分	勤務時間の割振り	休憩時間
通常	午前8時30分から午後5時まで	45分とし、その割振りは、園長が定める。
早出①	午前7時から午後3時30分まで	
早出②	午前7時30分から午後4時まで	
早出③	午前8時から午後4時30分まで	
遅出	午前9時30分から午後6時まで	